

源泉徴収義務者向け

「定額減税説明会」のご案内

事前
予約制

定額減税とは

- 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。
 - 定額減税の対象となる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。
 - 定額減税額は、次の①及び②の金額の合計額となります。
 - ① 所得者本人… 3万円
 - ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）… 1人につき3万円
- ※ いずれも居住者に限ります。
- 定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。


国税庁HP
定額減税特設サイト



定額減税説明会

定額減税説明会では、源泉徴収義務者（給与等の支払者）の定額減税事務などについて動画やQ & Aにより説明します。

説明会は、LINEアプリ又は電話による「事前予約制」となっています。

開催日時	開催場所	定員	予約方法・期限
令和6年3月28日(木) ① 11:00~12:00 ② 15:00~16:00	北見税務署 会議室 北見市桜町2丁目9-1 ※ 仮庁舎での開催となりますのでご注意ください。	各回 15名	【LINE予約】 ① LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
令和6年4月11日(木) ① 11:00~12:00 ② 15:00~16:00		各回 25名	友達追加はこちらから 
令和6年4月25日(木) ① 11:00~12:00 ② 15:00~16:00		各回 25名	② 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択 ③ 「定額減税の説明会に申し込む」を選択 ④ 税務署や来場希望日時を選択 ⑤ 内容を確認して「申込」をタップ ⑥ 入場時に申込完了画面を提示 ～申込期限：開催日前日17時まで～
令和6年5月9日(木) ① 11:00~12:00 ② 15:00~16:00		各回 25名	【電話予約】 北見税務署 法人課税第1部門 TEL 0157-23-7126(直通) ～申込期限：開催日前日17時まで～
令和6年5月16日(木) ① 11:00~12:00 ② 15:00~16:00			

定額減税に関するご相談・お問合せ窓口 (給与支払者向け所得税定額減税コールセンター)

定額減税コールセンター

給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)
全国一律の料金でご利用いただけます。

- ※ 上記電話番号に繋がらない場合 03-6626-2067 (通常電話料金)
- ※ 北見税務署の代表電話番号(0157-23-7151)に電話し、音声ガイダンスに沿って「4」を選択していただいた場合でも繋がります。
- ※ 間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもおかけ間違いのないようご注意ください。
- ※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、北見税務署法人課税第1部門(表面参照)に電話いただき面接予約をお願いします。

(北見税務署)